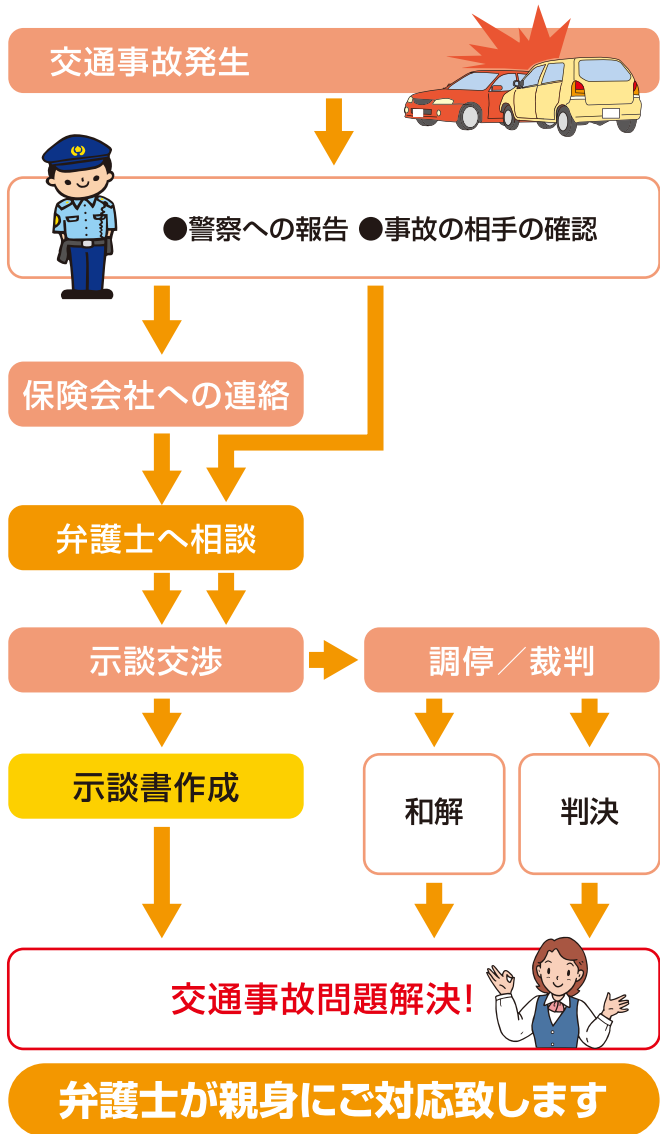


## 交通事故問題解決の流れ

交通事故が発生してから、解決までの流れをご説明いたします。



事務所にご来所していただき、詳しい事情をお伺いした上で、お客様の最適な解決方法をご提案させていただきます。

## 事務所案内

### けやき法律事務所のご案内



一人でも多くの交通事故被害者の方に、交通事故による損害賠償金の仕組みを理解していただき、**適正な解決を目指して頂きたい**と考えております。交通事故被害に関するお悩みは、お気軽にけやき法律事務所までご相談ください。

所長弁護士 菅野芳人

### けやき法律事務所のご案内



11階に事務所があります。個別にお話をお伺いします。

### アクセス



住所	宮城県仙台市青葉区一番町2丁目10-17 仙台一番町ビル11F
TEL	<b>022-213-8202</b>
FAX	022-213-8201
HP	仙台 弁護士による交通事故の無料相談 <a href="#">検索</a>

# 交通事故問題解決の手引き

けやき法律事務所  
Keyaki Law Office

## ➡ | 損害賠償3つの基準

交通事故の損害賠償額は算定基準には、実は**3つの算定基準**があります。どの算定基準を採用するかにより、受け取ることができる賠償金額は大きく異なります。



最も請求額の低い基準は自賠責保険の基準であり、**裁判の基準**が最も高い基準となっております。この基準を適用するためには、弁護士が必要となります。比較すると場合によっては**2倍以上**の差となるケースがあります。



### 高次脳機能障害

#### 後遺障害等級で3級3号の認定、**4400万円の賠償金**を得た事例

Aさんは信号機の無い交差点の横断歩道で加害車両と衝突し、頭蓋骨骨折、脳挫傷、急性硬膜下血腫等の傷害を負いました。

事故後の治療によって退院は出来たものの、高次脳機能障害の症状が現れており、当事務所が高次脳機能障害の**等級認定獲得サポートを行った結果3級3号が認定され、4,400万円の賠償金を獲得**することができました。

## ➡ | 保険会社から示談を提示されたら

### 保険会社が提示してくる示談金が、**必ずしも適正ではありません!!**

保険会社から示談金を提示されると、交通事故の被害者は、それが正しい金額であると思い込んでしまう方がいらっしゃいます。しかし、「**裁判の基準**」を適用することで、賠償金額が上がる場合があります。



### むち打ち

#### 賠償金が約**2倍**に増額した事例

Bさんは交差点を直進していたところ、無理な進路変更をしてきた加害車両と衝突し、むち打ちの後遺障害を負いました。

保険会社と基礎収入額・労働能力喪失期間に主な争点があり裁判になりましたが、裁判では被害者の主張が認められ、**提示額の2倍近い1100万円の解決**となりました。

このように、保険会社は「任意保険基準」に沿った賠償金の提示をしてることがあります。

### 交通事故の被害者の方が、賠償金額の高い「裁判基準」で賠償金をもらえる

ことを知らずに、保険会社の提示してきた通りの金額で示談してしまった場合、本来もらえるはずだった賠償金額よりも大幅に少なくなってしまうこともあります。

## ➡ | 後遺障害の認定について

**後遺障害**(後遺症)とは、治療が終わった後も完全に治癒せず、将来に渡って体に不具合が残ることをいいます。後遺障害の保険金額は、「**後遺障害別等級表**」によって決まります。そのため、医師に適切な後遺障害診断書を作成してもらう必要があります。

### 後遺障害診断書を作成してもらう際のポイント

- ① 自覚症状がないこともあるので、必要な検査は全て受けましょう。
- ② 診断書は空欄がないようにすべて書いてもらいましょう。もし、空欄にしてしまうと正常だと判断されてしまいます。
- ③ 仮に既往症がある場合であっても、事故との因果関係を明確に記載してもらいましょう。

### けやき法律事務所に依頼する**5**つのメリット

- ① 交通事故問題の**経験豊富な弁護士が対応**
- ② **交通事故直後**からの相談が可能!
- ③ **交通事故被害者専門**の法律事務所!
- ④ **外部の専門家と後遺障害等級認定**の獲得サポート!
- ⑤ **初回無料相談、着手金無料**実施中!